

中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る個人事業税の減免取扱要領

平成22年7月2日22主課課第34号
各都税事務所長、支庁長あて主税局通知

| | | | |
|----|-------|-------|------------|
| 改正 | 平成23年 | 3月31日 | 22主課課第346号 |
| 改正 | 平成27年 | 3月31日 | 26主課課第543号 |
| 改正 | 平成31年 | 3月29日 | 30主課課第601号 |
| 改正 | 令和3年 | 3月25日 | 2主課課第393号 |
| 改正 | 令和5年 | 3月31日 | 4主課課第204号 |
| 改正 | 令和8年 | 3月30日 | 7主課課第209号 |

第1 目的

この要領は、中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱（平成21年3月31日付20主税第441号。以下「要綱」という。）第8に基づき、個人事業税の減免事務の運営に関し、必要な事項を定める。

第2 用語の意義

この要領において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 環境確保条例 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）をいう。
- 2 環境確保条例施行規則 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）をいう。
- 3 温暖化対策指針 東京都地球温暖化対策指針（平成17年4月1日告示第600号）をいう。
- 4 機器指定要綱 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱（平成21年3月10日付20環都計第529号）をいう。
- 5 機器指定要綱細則 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱細則（平成21年7月1日付21環都計第181号）をいう。
- 6 事業所等 環境確保条例第5条の11第1項第2号イに規定する建物又は施設及びその中に設置される事務所、営業所等をいい、住宅の用にのみ供されている建物又は施設及び住宅の用に供されている部分は除く。
- 7 報告書等 要綱第2（7）に規定する書類をいう。
- 8 取得年 要綱第3（3）に定める対象設備を取得した年（同項の規定により取得したとみなされる年を含む。）をいう。
- 9 事業年 個人の事業を行っている1月1日から12月31日までの期間をいう。

- 1 0 **減免基準価額** 要綱第 3 (3) に規定する対象設備の取得に係る取得価額の総額 (2 千万円を超える場合は 2 千万円とする。) の 2 分の 1 に相当する額と、1 3 に規定する減免未済額の合計額をいう。
- 1 1 **減免限度額** 要綱第 4 に規定する減免限度額をいい、減免を受ける年度の個人事業税額 (地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 第 7 2 条の 5 0 の規定によって東京都が決定し、賦課した事業税額) の 2 分の 1 に相当する額をいう。
- 1 2 **減免限度超過額** 減免基準価額が減免限度額を超える場合の当該超える額をいう。
- 1 3 **減免未済額** 当該減免年度の前年度の減免限度超過額のうち、前年度の初日の属する年の前年中に取得した対象設備に係るものをいう。

第 3 中小企業者の判定等

中小企業者の判定等は、次のとおり行う。

1 判定の時期等

取得年及び減免年度の 1 2 月 3 1 日において、要綱第 3 (1) イに規定する事業を行う個人に該当しない者は、減免の対象とはならない。

2 廃業の場合

事業を行う個人に該当する者であっても事業の廃止の日を含む事業年は、減免の対象とはならない。

第 4 減免の対象となる事業所等

1 減免の対象となる事業所等について提出すべき報告書等

要綱第 3 (2) に規定する報告書等とは、減免の対象となる事業所等について、提出期限が減免申請期限前に到来する報告書等のうち、減免申請者が提出できる最新の提出期限に係るもので、かつ、減免申請期限までに提出したものをいう。

ただし、提出期限が減免申請期限後に到来する報告書等を減免申請期限までに提出した場合であっても、当該提出した報告書等を要綱第 3 (2) に規定する報告書等として取り扱って差し支えない。

2 1 の報告書等の提出の対象とならない事業所等

要綱第 3 (2) に規定する報告書等の提出の対象とならない事業所等とは、次のものをいう。

- (1) 新設された事業所等であって、当該新設の日を含む報告書等の作成対象となる環境確保条例に定める年度 (4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの期間をいう。) の報告書等の環境局への提出期限が減免申請期限後となる事業所等
- (2) 環境確保条例第 8 条の 2 3 第 1 項に規定する連鎖化事業の加盟者の設置する事業所等のうち、連鎖化事業を行う者が同項に規定する報告書を提出した事業所等
- (3) 環境確保条例第 5 条の 7 第 8 号に規定する指定地球温暖化対策事業所につき、年

度途中で譲渡等により、同条例第6条に規定する地球温暖化対策計画書の提出義務者が変更後の所有者となったため、地球温暖化対策計画書を提出しないこととなった当該変更前の所有者等に係る当該事業所等（譲渡前の年度につき、変更前の所有者が地球温暖化対策計画書を提出すべき事業所等を除く。）

- (4) 所得税法（昭和40年法律第33号）第13条第1項の規定により、設置した対象設備が信託の受益者の資産とみなされる場合であって、信託の受託者が報告書等を提出することとされている事業所等（信託の受益者が当該事業所等の使用者又は転貸者であるため、環境確保条例第8条の23第1項に規定する地球温暖化対策報告書の提出の対象となる事業所等を除く。）

3 特定地球温暖化対策事業所等の指定及び指定の取消し

要綱第3（2）の規定により減免対象から除かれる特定地球温暖化対策事業所及び特定地球温暖化対策事業所相当事業所並びにこれらの事業所に係る事務所、営業所等（以下「特定地球温暖化対策事業所等」という。）については、次のとおり取り扱う。

- (1) 環境確保条例第5条の8第3項に規定する特定地球温暖化対策事業所の指定があった場合は、指定の効力の発生日を含む年度の3月31日までに終了する事業年は、特定地球温暖化対策事業所に該当しないものとし、同日後に終了する事業年は、特定地球温暖化対策事業所に該当するものとする。
- (2) 減免要綱第2（6）に規定する特定地球温暖化対策事業所相当事業所に新たに該当することとなった場合は、その該当することとなった日を含む年度の3月31日までに終了する事業年は、特定地球温暖化対策事業所相当事業所に該当しないものとし、同日後に終了する事業年は、特定地球温暖化対策事業所相当事業所に該当するものとする。
- (3) 環境確保条例第5条の10第3項第2号の規定に基づき、特定地球温暖化対策事業所の指定の取消しがあった場合は、環境確保条例施行規則第4条の8第5項に規定する取消通知の日前に終了する事業年は、特定地球温暖化対策事業所に該当するものとし、同日以後に終了する事業年は、特定地球温暖化対策事業所に該当しないものとする。
- (4) 特定地球温暖化対策事業所相当事業所が、温暖化対策指針第1編第8、3（3）の規定に基づき、指定地球温暖化対策事業所相当事業所でなくなったことにつき知事の確認を受けた場合は、同規定に基づく確認通知を受けた日前に終了する事業年は、特定地球温暖化対策事業所相当事業所に該当するものとし、同日以後に終了する事業年は、特定地球温暖化対策事業所相当事業所に該当しないものとする。
- (5) 特定地球温暖化対策事業所等の判定は、取得年の終了の日の現況による。

したがって、減免を行う年の終了の日において特定地球温暖化対策事業所等に該当した場合であっても、取得年の終了の日において特定地球温暖化対策事業所等に該当しない場合は、減免未済額について減免の対象となる。

また、減免を行う年の終了の日において特定地球温暖化対策事業所等に該当しない場合であっても、取得年の終了の日において特定地球温暖化対策事業所等に該当した場合は、減免未済額について減免の対象とならない。

第5 対象設備

要綱第3（3）に規定する対象設備は、次のとおり取り扱う。

1 導入推奨機器の指定

対象設備は、次のいずれかに該当していることを要する。

- (1) 取得の日において、機器指定要綱第2に規定する指定基準を満たす機器として同要綱第5第1項に規定する指定のあるもの
- (2) 取得の日において、機器指定要綱細則第3の規定により、指定の効力が取得の日以前に生じているもののうち、機器指定要綱第5第1項に規定する指定が、当該設備の取得年の所得に対して翌年度に賦課された個人事業税の減免申請期限までに行われたもの

2 貸付の事業の用に供する設備

要綱第3（3）に規定する減免の対象から除かれる貸付の事業の用に供する設備とは、当該設備自体を貸し付けたものをいい、設備の貸付は行わず、所有者である個人自らが管理保守を行う場合で、かつ、他の適用要件を満たすものは、減免の対象とする。

3 リース取引

所得税法第67条の2に規定する資産のリース取引による設備のうち、自己の減価償却資産となるもので、かつ、他の適用要件を満たすものは、対象設備とする。

4 住宅の用に供する設備

- (1) 事業所等に設置される設備が、住宅の用にも供される場合（以下「住宅兼用設備」という。）で、かつ、他の適用要件を満たす場合は、住宅の用に供される部分以外の部分に限り、対象設備とする。

なお、この場合の対象設備の取得価額の計算は、次のいずれかの方法による。

- ア 床面積やエネルギー使用量等、当該設備の使用状況に照らして社会通念上合理的と認められる基準によるあん分（あん分方式）
- イ 当該設備の取得価額の2分の1（簡易方式）

- (2) 住宅兼用設備に該当するかどうかの判定は、当該設備を事業の用に供した日の現況による。
- (3) 住宅の用にのみ供していた設備を事業の用に供した場合は、減免の対象とならない。

5 非課税事業、対象外事業の用に供する設備

課税事業（地方税法第72条の2第8項から第10項まで並びに同法施行令（昭和

25年政令第245号)第10条の7、第12条及び第14条に規定する事業)と非課税事業(地方税法第72条の4第2項に規定する事業)又は課税事業と対象外事業(課税事業及び非課税事業以外の事業)を併せて行う個人が、設備の全部又は一部を非課税事業又は対象外事業の用に供する場合のいずれにおいても、適用要件を満たすものは、当該設備の全部を対象設備とする。

6 少額減価償却資産

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の2の規定に基づき、少額減価償却資産として取得価額の全額を必要経費に算入した設備は、要綱第3(3)イの減価償却資産として償却をすべきものに該当する。

7 他の優遇措置の適用を受けた設備

租税特別措置法第10条の2の2の規定の適用を受けた設備若しくは国又は地方公共団体の補助金等を受けた設備(都の助成を受けた設備を除く。なお、都の助成を受けた後に、助成事業の廃止又は交付決定の取消しがあった場合であっても、対象設備とはならない。)であっても、適用要件を満たすものは対象設備とする。

この場合の補助金等の交付を受けた設備の取得価額は、当該設備につき所得税法第42条の規定により、補助金等を総収入金額に算入しない場合は、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第90条の規定により、総収入金額に算入されない補助金等の額を控除した金額を取得価額とする。

8 取得設備に係る消費税及び地方消費税の扱い

要綱第3(3)イに規定する取得価額が10万円未満であるかどうかは、当該取得年の所得税の取扱いの例により、当該個人が適用している税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用している方式により算定した価額により判定する。また、対象設備の取得価額の算定についても同様とする。

第6 減免額

1 個人事業税の減免額

個人事業税の減免額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ各号に定める額とする。

- (1) 減免基準価額が減免限度額を超える場合 減免限度額相当額
- (2) 減免基準価額が減免限度額以下である場合 減免基準価額相当額

2 減免額の具体的取扱い

- (1) 減免額の計算の基礎となる個人事業税額は、地方税法第72条の50の規定によって東京都が決定し、賦課した事業税額とする。
- (2) 減免額は、減免申請書に添付する書類に記載された金額を限度として算定する。
- (3) 取得年に開業し、取得年の営業期間が12月に満たない場合であっても、減免限度額及び対象設備の取得価額の総額の限度額(2千万円)について、月数あん分等

の計算を行わない。

- (4) 取得年の所得において減免申請の対象として計上しなかった設備の取得価額及び減免申請書に設備の取得価額として過少に記載した場合の当該過少相当額は、減免未済額に含まない。
- (5) 減免を受けた年度の個人事業税の税額を所得税の更正、決定及び修正申告等により変更した場合は、減免の上限額の再計算を行う。
ただし、所得税の更正、決定及び修正申告により個人事業税の税額が増額になる場合を除く。
- (6) 減免額を計算する過程で一円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、減免額に百円未満の端数があるとき又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第7 減免の手続

減免手続は、次のとおりとする。

1 減免申請期限

減免の申請は、取得年の所得に対して翌年度に賦課される個人事業税の納期限までに行わなければならない。

2 個人事業税額がない場合等

- (1) 損失若しくは繰越損失控除等により個人事業税額がない場合又は端数計算により個人事業税額がない場合は、取得年の所得に対して翌年度に賦課される個人事業税に係る減免申請は要さない。
- (2) (1) より後の事業年において、(1) の年中に取得した設備に係る要綱第4(2)に規定する額について減免申請を行う場合には、第6、2(4)にかかわらず、(1)の翌事業年の減免申請書において減免未済額として申請することができる。

3 個人事業税の納税義務がない場合

取得年の所得に対して翌年度に賦課される個人事業税の納税義務が本都において生じない場合は、減免の対象とならない。

4 提出書類

減免の申請は、「事業税減免申請書」(東京都都税条例施行規則(昭和25年東京都規則第126号。以下「条例規則」という。)別記第38号様式(乙))に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

なお、減免未済額に係る減免申請を行う場合は、当該申請を行う事業年における(1)及び(3)を添付する。さらに、2(2)に規定する減免未済額に係る減免申請を行う場合は、減免対象設備を取得した事業年における(1)及び(2)も併せて添付する。

- (1) 減免額の計算に係る書類

中小企業者向け省エネ促進税制による個人事業税の減免額に関する計算書（個人事業税省エネ減免様式その1）

(2) 対象設備に係る書類

ア 中小企業者向け省エネ促進税制による個人事業税の減免に関する対象設備明細書（個人事業税省エネ減免様式その2）

イ 中小企業者向け省エネ促進税制による個人事業税の減免に関する対象設備明細書（次葉）（個人事業税省エネ減免様式その2の2）

(3) 対象設備の設置事業所等に係る書類

ア 第4、1に規定する事業所等

| 区 分 | 書 類 |
|---|--|
| 環境確保条例第6条第1項に規定する地球温暖化対策計画書を提出した事業所等 | 受付印の押印された地球温暖化対策計画書提出書（環境確保条例施行規則第1号様式の19）の控の写し |
| 環境確保条例第8条の23第1項に規定する地球温暖化対策報告書を提出した事業所等 | 受付印の押印された地球温暖化対策報告書提出書（環境確保条例施行規則第2号様式の14）の控の写し |
| 環境確保条例第7条第5項に規定する特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出した事業所等 | 受付印の押印された特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書（環境確保条例施行規則第1号様式の20）の控の写し |

上表の書類欄のうち「控の写し」とあるものは、報告書等をオンラインにより提出した場合には、提出した旨及び收受年月日が確認できる画面を印刷したものを含むものとする。

なお、複数の事業所等を都内に設置する個人については、報告書等を提出した事業所等の名称及び所在地がわかる書類も併せて提出する。

また、減免の対象となる事業所等を廃止したため、第4、1に規定する最新の提出期限に係るものとして添付する上表の書類が、減免申請期限前の直近の提出期限より前の提出期限に係るものである場合には、イに掲げる書類も併せて提出する。

イ 第4、2に規定する事業所等

「地球温暖化対策報告書提出書等」の控の写しが提出できない場合の書類及び事業所等廃止の場合の事由説明書（個人事業税省エネ減免様式その3）

(4) その他、申請事項を証する書類

5 減免の不許可

次の場合は、減免申請の全部又は一部を不許可とする。

- (1) 減免申請期限後に減免申請があった場合
- (2) 減免額の記載がない、又は減免額が零の減免申請があった場合
- (3) 減免申請年度の納税通知書が送達される前に減免申請があった場合
- (4) 必要な添付書類の提出がない場合（一部の事業所又は一部の設備についての書類の提出がない場合は、当該書類の提出のない事業所又は設備に係る部分に限る。）
- (5) 減免未済額に係る減免申請において、第6、2（4）の規定により減免未済額に含まないとされる金額が含まれている場合（当該金額に限る。）
- (6) 偽り又は不正の行為により減免申請をした者又は減免決定を受けた者が、その後に減免申請をした場合
- (7) その他、要綱及び本要領に規定する要件を満たさない場合

6 減免の通知等

減免の決定を行った場合は、「事業税減免決定通知書」（条例規則別記第39号の2様式（乙））により、減免申請を行った個人に対して通知する。なお、減免の不許可決定を行う場合は、上記様式を準用して通知する。

7 減免額の還付

減免決定が行われる前に個人事業税の納付があった場合は、減免額を還付することによって減免する。なお、減免を受けようとする個人事業税の納期限が減免決定前に到来する場合において、納期限までに個人事業税を納付しなかった場合は、地方税法第72条の53の規定による延滞金が発生する可能性があることに留意する。

8 減免額に対する還付加算金

減免決定額の還付に当たっては、地方税法第17条の4第4項の規定に基づき、減免決定の日の翌日を起算日として、同条第1項の還付加算金を付す。

第8 減免要件に係る調査

1 調査の実施

徴税吏員は、減免申請の内容又は減免決定後における減免要件の適否について、必要に応じて調査を行う。

2 調査の方法

前項の調査は、減免対象設備を設置した要綱第3（2）に規定する事業所等への立入調査又は必要事項に係る報告等、地方税法第72条の7の規定に基づき行う。

第9 減免の取消し

減免を受けた個人が要綱及びこの要領に定める要件に該当しないことが明らかとなった場合は、当該減免の全部又は一部を取り消すこととし、その取扱いは以下のとおりとする。

1 調査に基づく取消し

第8の調査の結果、減免の要件に該当しない事実を発見した場合は、当該減免の全部又は一部を取り消す。

2 調査拒否等があった場合

減免を受けた個人が、第8、2の立入調査を拒否し、又は虚偽の報告をした場合は、減免の全部を取り消す。

3 取消し事由の申出

1及び2にかかわらず、減免を受けた個人は、減免額の全部又は一部につき、減免の要件に該当しないことが明らかとなった場合には、遅滞なく、その金額及び理由を所管の都税事務所長又は支庁長に申し出なければならない。

4 取消しの通知

減免を取り消した場合は、遅滞なく減免を受けた個人に対して通知する。

第10 適用

この要領は、平成22年1月1日から適用する。

附 則（平成23年 3月31日 22主課課第346号）

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成27年 3月31日 26主課課第543号）

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成31年 3月29日 30主課課第601号）

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和 3年 3月25日 2主課課第393号）

この要領は、令和 3年4月1日から適用する。

附 則（令和 5年 3月31日 4主課指第204号）

この要領は、令和 5年4月1日から適用する。

附 則（令和 8年 3月30日 7主課指第209号）

この要領は、令和 8年4月1日から適用する。